

アーチェリー実施要領

1 競技規則

競技規則は、令和8年度全国障害者スポーツ大会競技規則（令和8年4月1日より実施分発行）によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 競技方法

(1) 競技種目は、男女とも次のとおりとする。

ア 50m・30mラウンド

50m、30mの各距離から1エンド3射（2分）で36射ずつ行射する。

イ 30mダブルラウンド

30m、30mの各距離から1エンド3射（2分）で36射ずつ行射する。

(2) 部門は、リカーブ部門とコンパウンド部門とする。

(3) 標的は、次のとおりとする。

50m・30mラウンドでは、80cm標的面を使用する。

30mダブルラウンドでは、80cm標的面を使用する。

(4) 試射・行射数及び行射時間は次のとおりとする。

ア 試射は、競技の最初に3射（2分）を2回行う。

イ 行射数は、各距離においてそれぞれ1エンドに36射とする。

ウ 行射時間は、1エンド3射2分以内とする。

(5) 採点行為（看的行為）は、主管競技団体に委任するものとする。

3 用具及び安全確保

(1) 競技に必要な用具は、競技者が各自用意して参加すること。

(2) 矢（アロー）には、必ず規定のネームを記入すること。

(3) 水平の引き打ち、引き戻しの励行。（暴発防止のため）

4 番号布

番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを使用し、背部又はクィーバー（矢筒）に付けること。

5 開始式・表彰式

(1) 開始式は、競技開始前に競技会場で行う。

(2) 1位から3位までの入賞者の表彰は、競技終了後に競技会場で行う。